

世田谷区社会的養護自立支援拠点事業（せたエール）業務委託  
事業者選定 実施要領兼説明書

令和7年12月

世田谷区

## 1 目的

本業務は、虐待等の逆境的体験があり、困難や生きづらさを抱える社会的養護経験者等の安定した生活基盤と社会的自立に向け、対象者に寄り添い、伴走者となりながら、必要な支援に適切につなぐ等、若者本人を主体とした自立支援を行う。

また、児童相談所を設置する基礎的自治体で実施する事業であることから、地域や関係機関と顔の見える関係を築き、地域の支えと見守りの中で若者が自分らしく生きていけるよう、様々な関係機関等と連携しながら支援を行うことを目的とする。

## 2 事業概要

### (1) 契約予定件名

世田谷区社会的養護自立支援拠点事業（せたエール）業務委託

### (2) 業務内容

別紙1～2「業務内容説明書（予定仕様書）」のとおり

### (3) 履行期間

#### ①準備業務

契約締結日（令和8年2月上旬頃）から令和8年3月31日まで

※受託者が現在の運営事業者から変更となった場合のみ契約を行う。

#### ②運営業務

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

※契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、令和9年度及び令和10年度の契約を締結する。

## 3 事業実施経費（提案限度額）

### (1) 令和7年度分 3,349,390円（非課税）

※受託者が現在の運営事業者から変更となった場合のみ契約を行う。

### (2) 令和8年度 37,551,000円（非課税）

令和9年度及び10年度 それぞれ令和8年度と同程度の見込み

※実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。

※事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなつた場合は、別途区との協議により決定するものとする。

※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。

※区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。来年度の金額については変更の可能性があるため、決定次第、改めて確認すること。

※本事業は、社会福祉法第二条の第二種社会福祉事業であるため、消費税法第六条第1項により非課税となる。

#### 4 プロポーザル方式を採用する理由

本委託契約は、困難を抱える若者の社会的自立に向け、個々の状況や課題に応じたソーシャルワーク力を有し、関係機関と連携しながら適切な支援を行える事業者であることが必須である。

事業の趣旨を十分理解し、社会的養護及びアフターケア、若者支援に関する高度かつ専門的な知識・経験を有し、社会的養護経験者等一人ひとりの状況に応じた適切な支援及び関係機関との連携を行える運営体制や人員配置等の能力を総合的に判断するため、プロポーザル方式を採用する。

#### 5 参加資格（資格要件、実績等）

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたもの。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 令和2年度以降、「社会的養護経験者等への自立支援」あるいは「若者支援」に関する支援業務を実施した実績があること。
- (6) 「世田谷区社会的養護自立支援拠点事業（せたエール）業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

#### 6 公募スケジュール

	内 容	日 時
①	説明書の交付	12月10日（水）～12月24日（水）17時
②	参加表明書の提出期限	12月24日（水）17時
③	招請通知	12月25日（木）
④	事業者向け説明会申込期限	令和8年1月6日（火）
⑤	事業者向け説明会	令和8年1月7日（水）
⑥	質問書提出期限	令和8年1月8日（木）
⑦	質問書回答	令和8年1月13日（火）
⑧	財務諸表提出期限	令和8年1月14日（水）
⑨	提案書等の提出期限	令和8年1月22日（木）
⑩	書類審査期間	令和8年1月26日（月）～2月3日（火）
⑪	ヒアリング審査	令和8年2月上旬予定
⑫	審査結果の通知	令和8年2月上旬予定

## 7 説明書の交付期間、場所及び方法

### (1) 交付期間

令和7年12月10日（水）～令和7年12月24日（水）17時まで

### (2) 交付場所及び方法

世田谷区ホームページからダウンロード

世田谷区トップページ→事業者の方へ→契約・入札情報→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援にて掲載

又はホームページの上部検索スペースにページ番号「29807」と入力して検索

## 8 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法等

### (1) 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②履歴事項全部証明書（3か月以内に発行のもの、写し可）
- ③法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないことがわかる証明書（3か月以内に発行のもの）
- ④法人の沿革、事業概要、経営方針、法人パンフレット等
- ⑤令和2年度以降、「社会的養護経験者等への自立支援」あるいは「若者支援」に関する支援業務の実績があることを確認できる書類

### (2) 提出期限、提出場所及び方法

- ①提出期限：令和7年12月24日（水）17時まで（必着）
- ②提出場所：「15 本件担当」に同じ
- ③提出方法：持参または郵送（郵送は書留郵便又はレターパックに限る。）  
※受付時間は土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時  
※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

### (3) 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、「辞退届（様式2）」を提出すること。

### (4) 招請通知

参加資格を満たしている事業者に対しては、令和7年12月25日（木）に、本件担当よりプロポーザル招請通知を電子メールにて送付する。参加資格を満たしていない事業者に対しては、非招請通知を電子メールにて送付する。

## 9 事業者向け説明会

提案書提出にあたっての注意事項等の説明を行うため、以下のとおり、事業者向け説明会を開催する。

(1) 日時

令和8年1月7日（水）午前11時～1時間程度

(2) 会場

オンライン（ZOOMにて開催予定）

(3) 申込み

令和8年1月6日（火）午前9時までに、「15 本件担当」まで「説明会参加申込書（様式3）」を電子メールにて送信すること。なお送信後は確認の電話をすること。  
※メールアドレスは招請通知にて記載する。

## 10 質問票の提出期限及び方法

本プロポーザルにあたり、質問がある場合には、以下の方法で提出すること。なお、参加表明書を提出して提案書の提出の招請を受けた事業者からのみ受け付ける。

(1) 提出期限

令和8年1月8日（木）17時まで

(2) 提出方法

「質問書兼回答書（様式4）」を電子メールにて「15 本件担当」宛に提出すること。なお、送信後は受信について、電話にて確認すること。

(3) 回答

令和8年1月13日（火）までに回答を取りまとめ、すべての招請事業者宛てに電子メールで回答する。

## 11 提案書の提出期限、提出場所及び方法等

プロポーザル招請通知を受領した事業者は、以下の書類を提出すること。なお、区が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

(1) 提出書類

1	法人関係 書類	① 定款、就業規則、非常勤就業規則 ② 事業計画書（令和7年度分）、事業報告書（令和6年度分） ※新設の法人は、提出可能な計画書のみ提出すること。 ③ 財務諸表（直近3年度分の予算書、決算書） ※新設の法人は、提出可能な予算書のみ提出すること。
2	提案内容	① 企画提案書 ※詳細は、「企画提案書作成の手引き（別紙2）」を確認すること。
3	見積書	見積書（令和7年度分及び令和8年度分）

(2) 提出書類作成上の注意事項

- ①文字サイズは、注記等を除き、10.5 ポイント以上とすること。
- ②提出書類には、A4（両面印刷可）縦型、表紙含む30ページ以内、二か所にホチキス

- 止めしたものを提出すること。
- ③表紙として、正本には（様式5－1）、副本には（様式5－2）を使用し、インデックスを貼付すること。
- ④副本はすべてのページについて、事業者を特定又は推測させるような記述等を削除するか黒塗りにして隠すこと。マジック等で塗りつぶした場合は、透けて見える可能性があるため、塗りつぶしたものとコピーして提出するなど、完全に見えないようにすること。
- ⑤提案書類等は、返却しない。

（3）提出部数

正本 1部、副本 9部

（4）提出期限、提出場所及び方法

①提出期限：令和8年1月22日（木）16時まで（必着）

※ただし、提案書に添付する財務諸表については、令和8年1月14日（水）までに提出すること。部数については、上記（3）と同じ。

②提出場所：「15 本件担当」と同じ

③提出方法：持参、郵送又は電子メール（郵送は書留郵便又はレターパックに限る。）

※持参の場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く8時30分～17時

※郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。

※電子メールの場合は、送信後は確認の電話をすること。

## 12 選定方法について

本プロポーザルでは、「世田谷区社会的養護自立支援拠点事業（せたエール）業務委託事業者選定委員会設置要綱」により設置された選定委員会にて、選定委員全員の審査による評価点の合計点数が最も高い事業者を候補者として選定する。

審査は、「書類審査（一次審査）」、「ヒアリング（二次審査）」の二段階で、審査基準に基づき行う。審査の結果、採点の合計点数が一定の基準に達する事業者が無い場合は、選定事業者なしとする場合がある。また、選定された事業者による事業の実施が困難となつた場合は、次点の事業者を選定事業者として決定することがある。

財務諸表の審査は別途公認会計士に依頼して実施することとし、5段階評価中最低評価となつた事業者については、選定対象から除外するものとする。

（1）選定委員の構成

委員長：子ども・若者部長 松本 幸夫

委 員：太田 由加里（学識経験者等）

委 員：川松 亮（学識経験者等）

委 員：武藤 素明（学識経験者等）

委 員：世田谷区児童相談所長 河島 貴子

## （2）参加表明書の提出者の選定

本件では提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

## （3）書類審査（一次審査）

提出された書類に基づき審査を行う。審査は選定委員会の各委員が行うものとする。  
※審査期間 令和8年1月26日（月）～2月3日（火）

## （4）ヒアリング（二次審査）

選定委員会の委員によるヒアリング審査を行う。

ヒアリング対象は、提案書を提出し、財務審査にて最低評価に該当しないすべての事業者に対して実施する。

ヒアリングは法人代表者（又は法人を代表して責任ある回答のできる者）及び配置予定の統括責任者を含む2名以上で参加すること。

ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

①審査日時：令和8年2月上旬頃予定

②実施場所：世田谷区役所内の会場を予定

※日時等の詳細は、招請通知発送以降に通知する。

## （5）選定結果の通知と公表（令和8年2月上旬予定）

### ①選定結果の通知

ヒアリングの対象となったすべての事業者へ郵送にて通知する。

### ②選定結果の公表

応募者数、選定事業者の法人名称、所在地及び提案書を特定した理由（審査経過等）を世田谷区ホームページに公表する。選定事業者以外（次点の事業者を含む）の法人名称、応募内容等は公表しない。

## 13 審査基準

### （1）提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

①世田谷区及び国の社会的養護施策及び若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル

②事業実施内容の充実度および履行の信頼度

【特に求める具体的な能力・実績】

- ・児童相談所や児童養護施設等をはじめとした関係機関との調整・連携力
- ・困難や生きづらさを抱える若者に対する対応実績、ソーシャルワーク力、アウトリーチ力
- ・区の若者支援機関のハブとなり、地域資源を活用し、適切な自立支援に繋げるとともに、繋がっていない若者へリーチする支援力

③事業実施体制（統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、スーパーバイズ体制、区との連絡体制等）

④ヒアリングでの説明内容の明確性、的確性

(2) 上記(1)の基準のほか、以下の点の適否についても審査を行う。

- ① 法人の経営状態が健全であり、本事業の受託に堪えられるものであること。
- ② 経費見積もりの金額及び内容が妥当なものであること、また区の提案限度額を超えないこと。

#### 14 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする。
- (3) 企画提案書等の提出書類を郵送で提出する場合、未着・遅延については、理由の如何にかかわらず、区では責任を負わない。
- (4) 提出された企画提案書は原則として返却しない。ただし、提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した統括責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの区の了解を得なければならない。
- (6) 企画提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務的具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約保証金は免除する。
- (9) 契約にあたっては、契約書を作成する。
- (10) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方と締結する場合がある。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口は、「15 本件担当」に同じ。
- (12) 区が提供する資料は、本件の応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (13) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (14) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、区は契約の際、提案書の内容に拘束されないものとする。

#### 15 本件担当

世田谷区子ども・若者部 児童相談支援課 社会的養護推進担当

住 所 〒156-0043 世田谷区松原6-3-5

世田谷区役所梅丘分庁舎2階

電 話：03-6304-7740

FAX：03-6304-7786